

## 会議の開催について（お知らせ）

1 会 議 の 名 称 : 第163回千葉県情報公開審査会

### 2 議 題

(1) 会長の選任及び職務代理者の指定について

(2) 諮問事項の審議【非公開】

ア 諮問第62号：行政手続法に行政指導に従わなくても不利益な扱いをしてはならないと規定されているにもかかわらず、児童相談所の「面会できない決まり」に基づき面会させないことができることが分かる一切の書類に係る不開示決定について

イ 諮問第63号：(株)千葉ロッテマリーンズ及びマリンスタージアムに関する文書に係る開示決定等について

ウ 諮問第64号：部分開示決定等の取消決定に関する文書に係る部分開示決定及び不開示決定について

エ 諮問第60号：令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙に係る公職選挙法施行令に定める「開票録」、「投票録」及び「開票に関する書類」に係る部分開示決定について

(3) その他

3 開 催 日 時 : 令和4年10月20日(木) 13:00 ~

### 4 会 議 の 方 法 :

※ 通信回線を利用して会議に参加する者がいる場合に限る。

5 開 催 場 所 : 千葉県議会棟3階 第5委員会室  
(中央区千葉港1番1号)

6 傍 聴 者 等 の 定 員 : 5 人

7 傍 聴 者 の 決 定 方 法 :  当日先着順  
 事前に (  抽選 ・  先着順 )

### 8 会議の一部を非公開とする理由

議題中、(2) 諮問事項の審議については、千葉県情報公開条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当する情報（不開示情報）を含んでいるため。

9 問 い 合 わ せ 先 : 総務局総務部政策法務課市政情報室  
電話 043-245-5717 ( 内線 6822 )

### 10 注 意 事 項 :

- (1) 傍聴等の受付は、12時45分から会議の開催場所等の前で行います。
- (2) 会議の開催場所等において、写真撮影、録画、録音等は行わないでください。
- (3) その他会議の支障となる行為はしないでください。
- (4) 会議当日、傍聴等要領を配布します。傍聴等要領の記載事項に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (5) マスクの着用等、感染症対策へのご協力をお願いします。体調の悪い方の入室はご遠慮ください。